

生活にナニカト役立つ連載コラム  
「つぶやき」がんと「ちゃん」の  
知恵袋  
Vol-21



## 今日のテーマ

## 二大固定費の削減“医療保険編” 公的保障の理解



### 今月のつばやき

固定費削減がテーマなのに、なかなか話が進まないというライラさせているかもしれないが、この章は気長に付き合ってください。

皆さんが保険加入の時に、高額療養費や健康保険などの仕組みを、しっかりと理解された上で加入しているのであれば、ココの部分ですっ飛ばしてもいいのだが、意外や意外、多くの方がこの部分が抜け落ちているようだ。前号で必要保障の考え方を説明したが、今回はもっと細かい部分にも触れてみようと思う。

公的な補償を理解していただくことによって、過剰な保障と無駄な保険料負担を防ぐことにつながる。「大は小を兼ねる」というのが保険は物ではない。ましてや、入院して儲けるために加入するものではない筈なのだが、入院していたほうがいい稼ぎになる方が結構いるのも事実だ。あなたはどうか？

主婦の奥様に、旦那様以上の保障がついていたり、あることか子供の保障の方が多かったりすることもあるから驚きだ…。まさに無駄な保険料と言うべきものだ。“あっちの共済”“こっちの保険”と、一体いくつの契約があって、いくらの保険料を払っているのかも判らなくなっているご家庭も少なくない。

皆様の家計はそんなに余裕があるんですかね〜?!?

生活知恵袋



一生懸命  
つばやきます



プロフィール  
さいとう ひろかつ  
**齋藤 廣勝**

株式会社  
トータルライフサポート代表取締役  
日本FP協会会員

■CFP®サートファイドファイナンシャルプランナー  
■1級ファイナンシャルプランニング技能士  
■日本商工会議所 年金・退職金等認定講師  
■住宅ローンアドバイザー

### 治療費の支払いの実際

(一般所得者：標準報酬月額53万未満)

入院などの治療を受けた場合に実際に支払うのは、3割だと言うことは殆どの方がご存知だろう。1か月間の入院をして100万円分の治療を受けた場合、病院からの請求は100万円×30%＝30万円となるが、前号で説明したように自己負担限度額は、8万7430円だから、30万円－8万7430円＝21万2570円(一般所得区分の場合で、所得によって異なる)を払いすぎたことになる。この21万2570円を高額療養費として、後日還付を請求することになるのだが、黙って待っていても貰えないので注意が必要だ。おまけに、手間暇かけて請求してから支払いまでの期間は、早くても3ヶ月以降になるから長い。「どうせ返してもらえない金額なら最初から取るなよ。」と言いたくありませんか。皆さん!もし、最初から自己負担限度額の8万7430円だけしか払わない方法があるとしたらどうですか?...あるんですヨ!

## 保険と暮らしの相談センター

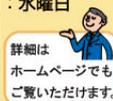
お気軽にご相談ください。

- 家計の管理 ●お金の運用
  - 保険やローンの選択・見直し
  - 年金 ●教育 ●住宅、相続etc...
- 皆様の生活設計をより良いものにするためのお手伝いをいたします。

無料相談会  
受付中! 好評

保険と家計の  
まるごと診断致します。

株式会社  
total life support 募集代理店 **トータルライフサポート**  
〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22  
●営業時間：9:30～19:00 ●定休日：水曜日  
**TEL 018-827-7611**  
**Fax 018-827-7610**  
URL <http://tls-akita.co.jp>



詳細は  
ホームページでも  
ご覧いただけます。



SL09-541-061

## 負担限度額適用認定証の提出!

70歳未満の方は「健康保険限度額適用認定申請」をすると、「健康保険限度額適用認定証」が発行される。最近では、病院内にポスターも張り出されているが、意外にも利用されていないケースが多い。

これを提出するだけで、病院から請求されるのは自己負担限度額の「8万100円+α」だけとなり、3割もの自己負担は大きく圧縮出来るし、後の「高額療養費支給申請」の手続きもしなくて済むことになる。

よって、その月毎の病院に支払う限度額は確実に計算できることになるので、医療保険の加入を考慮する場合に重要な情報となる。

名称の長さからして面倒な書類のように思われるかもしれないが、いたって簡単な書類だ。「高額療養費支給申請書」と比較してもはるかに単純で住所・氏名・生年月日に加え、入院の予定を記入するだけだ。入院する場合などは是非とも手続きをして欲しいし、利用しない手はない。手続きの流れは左のようになる。

- ①健康保険限度額適用認定申請書の記入  
(健康保険協会のホームページで入手できる)
  - ②健康保険協会に提出(郵送・持参)
  - ③健康保険限度額適用認定証の発行
  - ④健康保険限度額適用認定証受取(自宅に郵送)
  - ⑤病院に提出(サンプル参照)
- ※国保の場合市役所が窓口になります。)

(サンプル)

知っていたら誰もが手続きを考えると考えられるにも拘らず、この方法が取られていないとすれば、多くの方がこのことを知らずにいるか、お金に余裕があつて、そんなもの」とばかりに無視をしているかのどちらかだ!あなた は、「どっち」!?

## 入院等での所得の減少はいくら?

医療保険の必要保障を考える上で、会社を欠勤することによるお給料の減少をも考えなければならぬ方もいる。それぞれの会社によって、福利厚生制度は異なるが一般的には、病气やケガによる入院により欠勤した場合、給料は払われない。

健康保険(公的補償)では、被保険者とその家族の生活を保障する目的として設けられた制度で、病气やケガのために会社を休み、事業主から充分な報酬が受けられない場合に支給される傷病手当金の制度があり、一定の範囲で支払いを受けることができる。医療保険(生命保険)で所得の減少を考慮する方も多いが、この仕組みを知らずして必要保障を計算すると、必要以上の高額な医療保険に加入する羽目になってしまう。

## 傷病手当金の支給額

原則的な支給額の計算はこうだ

病气やケガで休んだ期間、一日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する額だ。ただし、休業した日からの3日間は待機期間として支給の対象にならない。

標準報酬日額×3分の2×(休業日数-3日間)

|| 傷病手当金

標準報酬月額30万円の方が、30日間の入院で休業した場合

1万円(30万÷30日)×3分の2×(30日-3日)

|| 17万8000円の傷病手当金

よって、収入の減少は「12万2000円」となる。

医療保険で、収入の減少を考慮しなければならぬ方の場合、健康保険加入者は是非とも押さえておきたいものだ。それぞれの企業で独自の福利厚生制度を設けていて、一定期間までの給与は補償される場合などもあるので、改めて就業規則等を確認しておきたい。

逆に、個人事業主などの場合はこの傷病手当金の制度はないので、休業による収入減少を補てんしなければならぬ方は、医療保険のほか所得補償保険(損害保険)なども含めての対策を考えなければならぬ。

## 今月のまとめ

あくまでも医療保険の固定費としての削減を考えているわけだが、その大前提として、それぞれの加入している公的医療保険や、勤務する会社の福利厚生制度を抜きにして考えると、無駄な保険料を負担することになったり、逆に必要な保障を得られない等の問題を抱えることになってしまうというのだ。



## 来月号は……!

前置きが長くなって、なかなか本題までたどり着かないが、今少しお付き合いいただきたい。2月号は、「入院すると「どんな費用」が「どれ位」かかるかを考えてみよう!これを理解せずして必要な保障は見えてこないからだ。乞うご期待を!